

改正

昭和53年 3月30日規則第11号

平成 3年 3月28日規則第25号

平成16年 3月30日規則第25号

平成16年12月24日規則第65号

平成19年 3月30日規則第20号

平成22年 3月30日規則第10号

平成28年 3月30日規則第28号

平成29年 3月29日規則第14号

令和 2年11月 5日規則第32号

福生市道路占用規則

(目的)

第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に基づく道路の占用について必要な事項を定めることを目的とする。

(申請書の提出)

第2条 法第32条第1項の規定に基づき工作物、物件又は施設（以下「占用物件」という。）を設けるため占用の許可を受けようとする者又は同条第3項の規定に基づく占用の変更の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする日の10日前までに道路占用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 占用期間満了後引き続き占用しようとする者は、占用期間満了の日の30日前までに道路占用許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 道路占用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めたものは、この限りでない。

(1) 占用の位置及び付近の見取図

(2) 工作物の構造図、工事の設計書、仕様書及び図面

(3) その他市長が必要と認める書類

(許可書の交付等)

第3条 市長は、道路の占用を許可したときは、道路占用許可書（別記様式第2号）を交付する。

2 市長は、占用の申請が法令等に適合しない等の理由によりこれを許可しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(道路掘削の禁止)

第3条の2 市長は、新設又は改築後の道路において道路の掘削を伴う占用の許可の申請があった場合は、前条の規定にかかわらず、新設又は改築の工事が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間占用を許可しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 災害の防止、事故の復旧等の危険を防止するために掘削する場合

(2) 沿道建築物に対する引込管線路のために掘削する場合

(3) その他公共事業のため、市長がやむを得ないと認める場合

(申請が競合した場合の取扱い)

第3条の3 市長は、同一の場所において、2人以上の者から占用許可の申請があった場合は、申請の順にかかわらず、占用の目的、占用物件の公益性、道路管理上の支障の有無等を総合的に判断して決定する。

(占用の期間)

第3条の4 占用の期間は、原則として許可を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。

(占用物の維持)

第4条 道路の占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、占用物件の維持修繕を励行し、道路管理上支障を来さないよう十分な措置を講ずるとともに、占用に起因して第三者に損害を与えたときは、占用者の責任において措置しなければならない。

(占用者以外の使用)

第5条 占用者は、特に市長の許可を受けた場合のほか、道路の占用区域を他人に使用させることはできない。

(占用権利の譲渡)

第6条 占用者は、その権利を他人に譲渡することはできない。ただし、やむを得ずこれを譲渡しようとする者は、譲受人と連署の上、市長に道路占用権利譲渡申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

2 前項のただし書の申請で、市長が必要であると認めたときは、申請書に身元確実な連帯保証人の連署をさせることができる。

3 市長は、道路占用の権利の譲渡を許可したときは、道路占用権利譲渡許可書（別記様式第4号）

を交付するものとする。

第7条 前条によって許可を受けた譲受人は、道路の占用の許可に基づく権利義務の一切を承継したものとみなす。

(相続等による占用権利の承継)

第8条 相続又は法人の合併によって占有者の権利義務を承継しようとする者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。この場合第6条第2項の規定を準用する。

(届出事項)

第9条 占有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 占有者若しくは連帯保証人が住所を移転し、又はその氏名を変更したとき。
- (2) 占有者である法人が解散又は合併したとき。

第10条 削除

(占用物件の撤去等)

第11条 占有者は、法第40条の規定に基づき占用物件を撤去し、道路を原状に回復する工事（以下「撤去工事」という。）を行うときは、あらかじめ道路占用物件撤去工事承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、撤去工事が道路の構造に影響を与えないと市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の道路占用物件撤去工事承認申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 撤去工事の場所及びその付近を表示した図面
- (2) 撤去工事の実施の方法に関する仕様書及び工程表
- (3) 道路の復旧の方法に関する仕様書、図面及び工程表
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、道路占用物件の撤去工事を承認したときは、道路占用物件撤去工事承認書（別記様式第6号）を交付するものとする。

(義務履行の負担)

第12条 占有者が義務を履行するために必要な費用は、占有者の負担とする。

(義務の代行)

第13条 占有者が法令に基づく義務又は市長の指示を履行せず、又は履行してもなお不十分と認めるとき及び不法に道路を占有しているものがあるときは、市長は、占有者に代わってこれを執行し、又は不法占有物件を撤去する。この場合の費用は、占有者又は不法占有者の負担とする。

(着手、完了届)

第14条 占有物件の設置、修繕、改築、撤去又はこれによって必要を生じた道路についての工事(以下「工事」という。)に着手しようとするときは、工事着手届(別記様式第7号)により、市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

2 前項の工事が完了したときは、工事完了届(別記様式第8号)により、市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(工事掲示板の掲示)

第15条 占有者は、工事期間中道路の占有区域内又はその付近の見易い箇所に次に掲げる事項を記載した工事掲示板を掲示しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 許可の年月日
- (2) 許可番号
- (3) 工事の期間及び種別
- (4) 占有者の住所、氏名及び連絡先

(施行上の注意)

第16条 占有者は、工事の施行に当たっては、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 交通に支障を及ぼさないように努め、掘削土砂又は工事用器具、機械、材料等を道路の占有許可の区域外に堆積し、散乱させないこと。
- (2) 水道消火栓、消火槽各種入孔等の所在箇所を判らなくしたり、又はこれに近づき難くしないこと。
- (3) 下水の疎通及び路面排水を妨げないこと。

第17条 占有者は、工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は、赤色燈又は黄色燈をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずる。

第18条 占有者は、道路の占有許可の区域内であっても許可の程度又は範囲を超える工事をしてはならない。

(工事施行上の処置)

第19条 工事のため道路又はその付属物に損傷を及ぼすおそれがあるときは、直ちに市長に届け出て、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

(掘削の施行方法)

第20条 道路の掘削は、次に掲げるところにより施行しなければならない。

- (1) 掘削は、溝掘又はつぼ掘によって垂直に切り開き、えぐり掘はしないこと。
- (2) 掘削箇所は、深さ、地質等に応じて適切な土留工を施し、周囲の路盤をゆるめないように努めること。
- (3) 砂利道の掘削は、まず路面の砂利を取り去り、埋め戻し用の衣土10センチメートルを掘削した後、下層土に及ぶこと。
- (4) 硬質舗装路面及び基礎コンクリートの取りこわしは、コンクリート破砕機又はのみ類で小部分ずつ施行し、周囲に損傷を及ぼしたときは、その部分を取りこわすこと。
- (5) 工事の施行に際して既設工作物の移転、改築、撤去又は防護等を必要とするときは、直ちにその工作物の管理者に対し、適切な措置を求めること。

(道路の復旧方法)

第21条 道路の占用のため道路を掘削した場合における道路の復旧方法は、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 掘削土砂を埋め戻す場合においては、層ごとに行うとともに確実にしめ固めること。
- (2) 掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不相当である場合においては、土砂を補充又は入れ替えを行った後、埋め戻すこと。
- (3) 砂利道の表面仕上げを行う場合においては、路面を砂利及び衣土をもって掘削前の路面形にしめ固めること。

(路面復旧)

第22条 埋め戻しが完了した路面の復旧工事は、市長が別に定める道路復旧工事標準仕様書により占有者が施行する。

(国の行う占有への準用)

第23条 この規則は、国の行う事業のための占有について準用する。この場合において、この規則の規定中「法第32条第1項」及び「同条第3項」とあるのは「法第35条」と、「許可」とあるのは「承認」と、「道路占用許可申請書」とあるのは「道路占用協議書」と、「申請」とあるのは「協議」と読み替えるものとする。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和48年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に道路の占有について市長の許可を受けているものは、この規則によつ

て許可を受けたものとみなす。

附 則（昭和53年3月30日規則第11号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月28日規則第25号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月24日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第20号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって施行日前にされた行政庁の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月29日規則第14号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月5日規則第32号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

道路占用 許可申請 協議 書

新規	更新	変更	年 月 日
----	----	----	-------

年 月 日

福生市長 宛て

〒

住所

氏名

担当者

電話

道路法 第 32 条 第 35 条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他	
	場 所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件の 構 造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事实施の 方 法
道路の 復旧方法			添付書類
備 考			

記載要領

- 1 「許可申請・協議」「第 32 条・第 35 条」「許可を申請・協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「新規」「更新」「変更」については、該当するものを○で囲み、更新又は変更の場合には、従前の許可書又は承認書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属及び氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が 2 以上の地番にわたる場合には、起点及び終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付し、その書類名を記載すること。

別記様式第2号 (第3条関係)

道路占用 許可 承認 書

〒

申請者 住所
協議者 氏名

担当者
電話

年 月 日付で 申請 協議 のあった道路占用については、次の条件を付けて

許可 承認 する。

年 月 日

福生市長

印

- 1 占用の場所
- 2 占用物件
 - (1) 名称
 - (2) 規模
 - (3) 数量
- 3 占用の期間
- 4 工事の期間
- 5 工作物その他の施設を利用する場合は、事前に市役所（ ）へ届け出て、指示を受けること。
- 6 占用の期間が満了し、又は占用を廃止することに伴い原状に回復するときは、あらかじめ市の承認を受けること。
- 7 占用物が道路に関する工事に支障を来す場合は、占用者負担により移設又は適当な処置をすること。
- 8 占用物件又は占用工事により視覚障害者誘導用ブロックの機能を阻害するおそれがある場合には、占用者の負担により視覚障害者用ブロックの移設その他の適当な措置を執ること。
- 9 舗装路面を損傷したときは、占用者が復旧工事を行うこと。
- 10 道路交通法第 77 条の規定に基づく警察署長の道路使用許可及び消防署の関係手続等を、工事着手前に必ず済ませること。
- 11 施工に際し、交通（特に歩行者）には、十分に注意すること。また、沿道住民に対しても周知調整を行うこと。
- 12 工事着手・完了届（写真添付）を提出すること。
- 13 復旧は、申請書・別紙図面のとおりとし、転圧を十分に行うこと。
- 14 この許可書は、占用者が保管し、警察及び当市係員の要求に応じ提出すること。
- 15 仮復旧後に影響立会いを行うこと。
- 16 道路境界点及び地籍図根点並びに先行筆界点等が支障になる場合は、測量成果に基づき復元すること。
- 17 前各項に定めるもののほか、道路法、同法施行令、福生市道路占用規則その他関係法令を遵守すること。

18 審査請求及び取消訴訟

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福生市を被告として（訴訟において福生市を代表する者は福生市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記（1）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第3号 (第6条関係)

道路占用権利譲渡申請書

年 月 日

福生市長 宛て

年 月 日付け、第 - 号で許可を受けた道路の占用について、次のとおり権利の譲渡をしたいので申請します。

譲り渡す者	〒	
	住 所	
	(フリガナ)	
	氏 名	
	担当部署	
	担 当 者	
	電話番号	

譲り受ける者 (今後の連絡先)	〒	
	住 所	
	(フリガナ)	
	氏 名	
	担当部署	
	担 当 者	
	電話番号	

占用物件の内容及び数量	
占用している場所	
譲渡の理由	
添付書類	※許可書の写しを添付してください。

(連帯保証人の記入欄は裏面)

(連帯保証人) ※市長が必要と認めた場合に記載すること。

〒	
住 所	
(フリガナ)	
氏 名	
担当部署	
担 当 者	
電話番号	

別記様式第 4 号 (第 6 条関係)

道路占用権利譲渡許可書

〒

申請者
協議者 住所
氏名

担 当
電 話

年 月 日付で 申請 協議 のあった道路占用の権利譲渡については、次
の条件を付けて 許可 承認 します。

年 月 日

福生市長



1 譲り渡す者

〒

住 所
フリガナ
氏 名
担当部署
担当者
電話番号

2 譲り受ける者

〒

住 所
フリガナ
氏 名
担当部署
担当者
電話番号

3 占有の場所

4 占有物件

(1) 名称

(2) 規模

(3) 数量

5 譲渡理由

6 審査請求及び取消訴訟

(1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福生市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福生市を被告として(訴訟において福生市を代表する者は福生市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

道路占用物件撤去工事承認申請書

年 月 日

福生市長 宛て

(申請者)

〒

住 所

(フリガナ)

氏 名

担当部署

担 当 者

電話番号

次のとおり 道路占用の期間が満了 するので、占用物件撤去工事の承認を
 道路 占 用 を 廃 止
 申請します。

占用して いた場所	路線名			車道・歩道・ その他 ()
	場所			
撤去物件	名 称	規 模	数 量	
工事期間	年 月 日から		年 月 日まで 日間	
道路の 復旧方法		添付書類		
備考				

記載要領 申請者が法人である場合は、住所の欄には主たる事務所の所在地、氏名の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第 6 号 (第11条関係)

道路占用物件撤去工事承認書

〒

申請者 住所
協議者

氏名

担当者

電話

年 月 日付で申請のあった占用物件撤去工事については、次の条件を付けて承認する。

年 月 日

福生市長

印

- 1 占用していた場所
- 2 撤去物件
 - (1) 名称
 - (2) 規模
 - (3) 数量
- 3 工事の期間
- 4 工作物その他の施設を利用する場合は、事前に市役所（ _____ ）へ届出て、指示を受けること。
- 5 撤去工事により視覚障害者誘導用ブロックの機能を阻害するおそれがある場合には、申請者負担により視覚障害者用ブロックの移設その他の適当な措置を執ること。
- 6 舗装路面を損傷したときは、申請者が復旧工事を行うこと。
- 7 道路交通法第 77 条の規定に基づく警察署長の道路使用許可及び消防署の関係手続等を、工事着手前に必ず済ませること。
- 8 施工に際し、交通（特に歩行者）には、十分に注意すること。また、沿道住民に対しても周知調整を行うこと。
- 9 工事着手・完了届（写真添付）を提出すること。
- 10 復旧は、申請書・別紙図面のとおりとし、転圧を十分に行うこと。
- 11 この承認書は、占用者が保管し、警察及び当市係員の要求に応じ提出すること。
- 12 前各項に定めるもののほか、道路法、同法施行令、福生市道路占用規則その他関係法令を遵守すること。
- 13 仮復旧後に影響立会いを行うこと。
- 14 道路境界点及び地籍図根点並びに先行筆界点等が支障になる場合は、測量成果に基づき復元すること。

15 審査請求及び取消訴訟

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福生市を被告として（訴訟において福生市を代表する者は福生市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記（1）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

工 事 着 手 届

年 月 日 福生市長 宛て 住 所 氏 名					
出 願 番 号	号	出願年月日	年 月 日		
予 定 工 期	着 手	年 月 日			
	完 了	年 月 日			
工 事 名					
構造物及び工種					
工 事 箇 所	福 生 市				番地
地 先 目 標					
歩 車 道 別	掘 削 予 定				備 考
	道路種別	長	幅	面 積	
歩 ・ 車		m	m	m ²	
歩 ・ 車					
歩 ・ 車					
歩 ・ 車					
掘 削 理 由					

工 事 完 了 届

年 月 日 福生市長 宛て 住 所 氏 名								
出 願 番 号	号	出願年月日	年	月	日	取扱者印		
工 事 名								
構造物及び工種								
工 事 箇 所 福 生 市 番地								
決 定 工 期		着 手		年 月 日				
		完 了		年 月 日				
歩 車 道 別		掘 削 予 定			決 定			
		道路種別	長	幅	面積	長	幅	面積
歩 ・ 車			m	m	m ²	m	m	m ²
歩 ・ 車								
歩 ・ 車								
歩 ・ 車								
歩 ・ 車								
適 要			立 会 い	所 属	職 名	氏 名		
				年 月 日				